

病床転換助成金（省令部分）

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令
附則第5条～第7条

- 病床転換助成事業の対象となる保険医療機関の開設者は、次に掲げる者とする。
 - ① 医療法（昭和23年法律第205号）第39条第2項に規定する医療法人
 - ② 医療法第7条の規定により病院又は診療所の開設の許可を受けた者（①に該当する者を除く。）
 - ③ 医療法第8条の規定により、診療所の開設の届出をした者
- 病床転換助成事業の対象となる病床の転換に係る病床の種別は、次に掲げる病床とする。
 - ① 医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床
 - ② 前号に掲げるもののほか、医療の効率的な提供の推進のために病床の転換が必要と認められる病床
- 病床転換助成事業の対象となる病床の転換に係る転換先となる施設は、軽費老人ホームその他の厚生労働大臣が定めるものとする。

(1) 条件

- 療養病床等の長期入院病床を老人保健施設又は居住系サービス施設等に転換すること。
- 改修、新築とも可。新築の場合、同じ老人保健福祉圏域内であれば、別の場所でも可。
- 転換対象となる病床(案)
 - ① 療養病床、 ② 入院している患者の年齢構成、医療の提供の状況等を考慮して療養病床の転換と一体的に取り扱う方が適当と認められる病床 等
- 転換先となる施設(案)
 - ① 老人保健施設、 ② ケアハウス、
 - ③ 有料老人ホーム(居室が原則個室、床面積が概ね13m²以上、利用者負担第3段階以下の者でも入居可能な居室を確保しているものに限る。)、
 - ④ 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室、
 - ⑤ 認知症高齢者グループホーム、 ⑥ 小規模多機能型居宅介護事業所、
 - ⑦ 生活支援ハウス(離島振興法等に基づくものに限る。)、
 - ⑧ 高齢者専用賃貸住宅のうち一定の要件を満たすもの

(2) 財源

- 事業実施主体: 都道府県
- 費用負担割合: 国:都道府県:保険者(病床転換支援金等)=10:5:12

(参考)

(3) 補助単価(検討中)

- 老健局「地域介護・福祉空間整備等交付金」の先進的事業支援特例交付金、ならびに医政局「医療提供体制施設整備交付金」の医療施設近代化設備と同額とする方向で検討中。

	補助基準単価 (1床あたり)	国(10/27)	都道府県(5/27)	保険者(12/27) (病床転換支援金等)
創設・新設	1,000千円	370千円	185千円	445千円
改築	1,200千円	445千円	222千円	533千円
改修	500千円	185千円	93千円	222千円

老健局

	交付基準単価
創設	1,000千円
改築	1,200千円
改修	500千円

医政局

	交付単価
新築	1,000千円
改築	1,200千円
改修	500千円

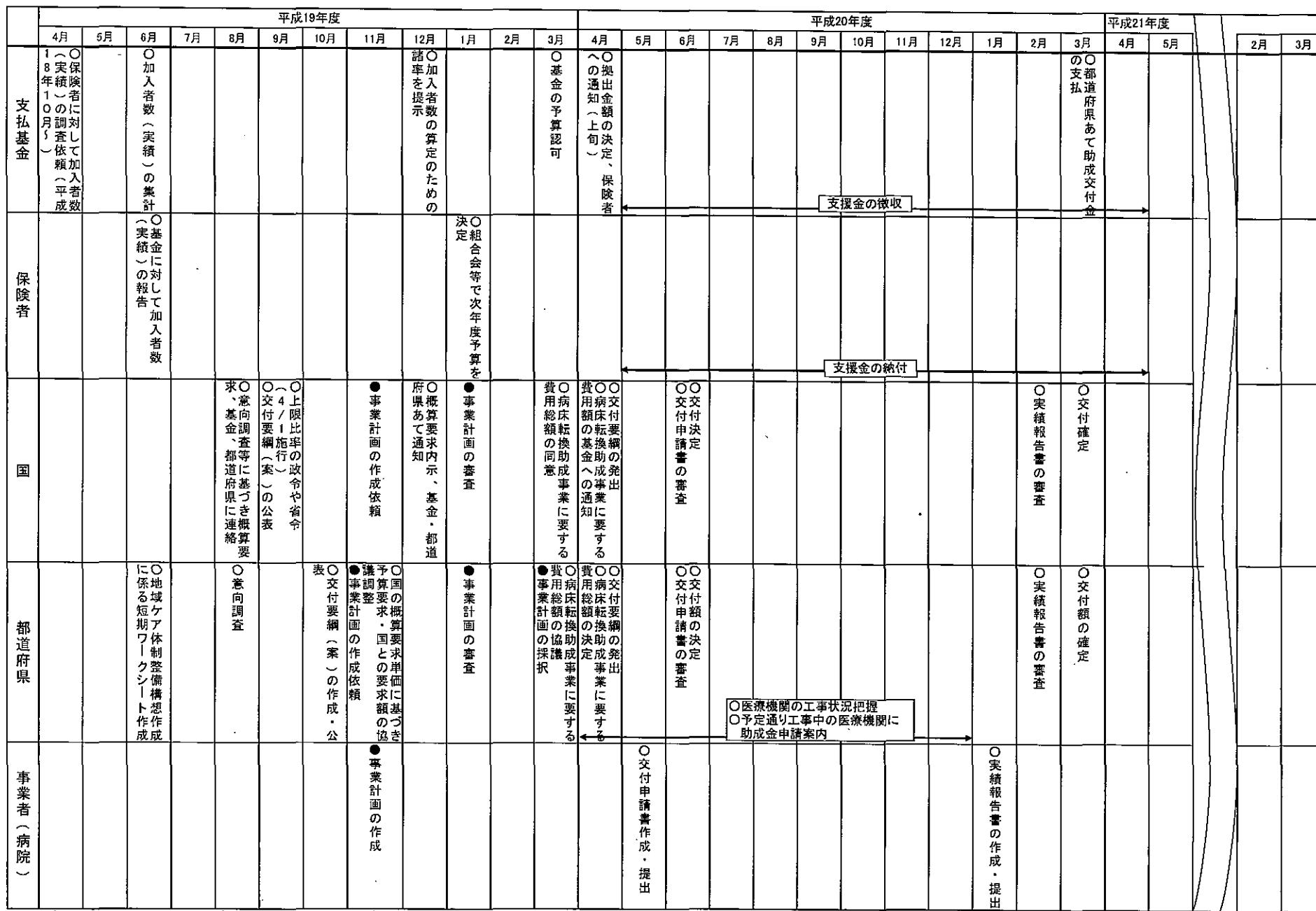
(4)手続き

- 平成19年度以降、毎年度、各都道府県は、県内の医療療養病床等を有する医療機関等から、病床転換の意向聴取を行い、翌年度における予定転換数を把握する。
- 厚生労働省は、各都道府県が把握した数字を集計し、政令で定めた給付費に対する上限比率(0.25%)の範囲内にあるかどうかを確認する。
- 各都道府県は、厚生労働大臣と協議して、病床転換助成事業に要する費用の額を定める。
- 厚生労働省は、費用額を社会保険診療報酬支払基金に伝え、基金において保険者からの病床転換支援金の徴収及び都道府県への交付を行う。

(5)主なスケジュール ※詳細はスケジュール(次ページ)参照

- 国の交付要綱(案)を作成(9月頃を目途)
- 国の交付要綱(案)を受けて、各都道府県における交付要綱(案)を作成(10月頃を目途)
- 交付要綱(案)の作成と並行し、各都道府県において、平成20年度の予算化(11月頃まで)
 - ◆補助単価(検討中)に、想定転換数(意向調査等も含め総合的に判断)を乗じる
 - ◆予算化の過程で、47都道府県の総額が国の予算と整合性が取れるよう、協議調整

(参考)



※事業計画(●のついたもの)については平成19年度のみこのスケジュール、20年度以降は毎年4～7月に作成・審査・採択し、予算化する流れで予定している